「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 廃棄物処理費 | 火力廃棄物処理費 | | |
| | 原子力廃棄物処理費 | 放射性廃棄物処理費 | 雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で放射性物質の処理のために要する費用を整理する。再処理のために要する費用を除く。 |
| | | 雑廃棄物処理費 | 上記の各目に該当しない廃棄物の処理に関する費用を整理する。 |

」を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 廃棄物処理費 | 火力廃棄物処理費 | | |
| | 原子力廃棄物処理費 | 放射性廃棄物処理費 | 雑給、消耗品費、委託費及び諸費（雑損を除く。）で放射性物質の処理のために要する費用を整理する。再処理のために要する費用を除く。 |
| | | 雑廃棄物処理費 | 上記の各目に該当しない廃棄物の処理に関する費用を整理する。 |
| | 新エネルギー等廃棄物処理費 | | |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 原子力発電施設解体費 | 解体費 | 解体に要する費用を整理する。 |
| | 解体費引当 | |
| | 解体引当金取崩し（貸方） | 解体費のうち解体引当金を取り崩す額を整理する。 |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 原子力発電施設解体費 | 解体費 | 解体に要する費用を整理する。 |
| | 資産除去債務計上 | |
| | 資産除去債務取崩し（貸方） | 解体費のうち資産除去債務を取り崩す額を整理する。 |

」に

改める。

（電源線に係る費用に関する省令の一部改正）

**第七条**　電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は原子力発電費」を「、原子力発電費又は新エネルギー等発電費」に改める。

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

**第八条**　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1.⑸中「（電源線に係る収益」の下に「及び太陽光発電促進付加金」を加え、同表の2.⑴中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え、同2.⑵中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え「７部門」を「８部門」に改め、同表の5.⑶中「電気事業固定資産の帳簿価額」を「電気事業固定資産（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額」に改め、同5.⑹中「電気事業固定資産の帳簿価額」を「電気事業固定資産（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額」に改め、「（電源線に係るもの」の下に「並びにリース資産及び資産除去債務相当資産」を加える。

別表第二の1.⑸中「託送収益」の下に「（太陽光発電促進付加金を除く。）」を加え、同表の2.⑴中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え、同2.⑵中「７部門」を「８部門」に改める。

別表第三の2.⑴中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え、同2.⑵中「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加え「６部門」を「７部門」に改め、同表の4.⑶中「電気事業固定資産」の下に「（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）」を加える。

様式第一の第五表中

「

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 備品 | | | | （　） | | | | | | | （　） |
| | 無形固定資産 | | | | （　） | | | | | | | （　） |

」を

「

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 備品 | | | | （　） | | | | | | | （　） |
| | リース資産 | | | | （　） | | | | | | | （　） |
| | 資産除去債務相当資産 | | | | （　） | | | | | | | （　） |
| | 無形固定資産 | | | | （　） | | | | | | | （　） |

」に

改める。

様式第一の第七表の記載注意3中「基準接続供給収益」の下に「（太陽光発電促進付加金を除く。）」を加える。

様式第二の第五表中

「

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 備品 | | | | （　） | | | | | | | （　） |
| | 無形固定資産 | | | | （　） | | | | | | | （　） |

」を

「

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 備品 | | | | （　） | | | | | | | （　） |
| | リース資産 | | | | （　） | | | | | | | （　） |
| | 資産除去債務相当資産 | | | | （　） | | | | | | | （　） |
| | 無形固定資産 | | | | （　） | | | | | | | （　） |

」に

改める。

様式第二の第七表の記載注意3中「基準接続供給収益」の下に「（太陽光発電促進付加金を除く。）」を加える。

様式第二の第八表中「第19条の15第１項」を「第19条の18第１項」に改める。